

令和2年第1回（1月）臨時会

西伊豆町議会会議録

令和2年1月28日 開会

令和2年1月28日 閉会

西伊豆町議会

令和2年第1回（1月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招議員	2
第 1 号（1月28日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○閉会宣告	31
○署名議員	33

西伊豆町告示第1号

令和2年第1回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年1月21日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

1. 期 日 令和2年1月28日

2. 場 所 西伊豆町役場 議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号））
- (2) 令和元年度 西伊豆町農林水産物直売所新築工事変更請負契約の締結について
- (3) 令和元年度 仁科浜地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の締結について
- (4) 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1 番	堤	豊	君	3 番	山	本	智	之	君	
4 番	芹	澤	孝	君	5 番	高	橋	敬	治	君
6 番	加	藤	勇	君	7 番	西	島	繁	樹	君
8 番	西	島	繁	樹	君	10 番	山	本	榮	君
11 番	増	山	勇	君						

不応招議員（1名）

9 番 堤 和 夫 君

令和2年第1回（1月）臨時町議会

（第1日 1月28日）

令和2年第1回（1月）西伊豆町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年1月28日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第 4 議案第 1号 令和元年度 西伊豆町農林水産物直売所新築工事変更請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第 2号 令和元年度 仁科浜地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第 3号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	堤	豊	君	3番	山	本	智	之	君	
4番	芹	澤	孝	君	5番	高	橋	敬	治	君
6番	加	藤	勇	君	7番	山	田	厚	司	君
8番	西	島	繁	樹	君	10番	山	本	榮	君
11番	増	山	勇	君						

欠席議員（1名）

9番 堤 和 夫 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	椿 隆 史 君
教育長	清野 裕 章 君	総務課長	佐久間 明 成 君
まちづくり課長	大谷 きよみ 君	窓口税務課長	真野 隆 弘 君
産業建設課長	松本 正 人 君	防災課長	長島 司 君
教育委員会 教務局長	高木 光 一 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	山本 法 正	書記	山本 征 司
--------	--------	----	--------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

開会する前に申し上げます。9番堤和夫議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします

ただいま出席している議員は、9名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回西伊豆町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（山本智之君） 直ちに本日の会議を開きます。

質問、答弁は的確に分かりやすく、要領よく行ってください。また、発言される方は、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意してください。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の議事日程および本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本智之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

5番 高橋 敬治 君、

6番 加藤 勇 君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山本智之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年1月28日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

1枚おめくりください。

専決第4号 専決処分書。

令和元年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものとする。

令和元年12月24日。

西伊豆町長 星野浄晋。

すみませんが、2枚おめくりいただけますでしょうか。

令和元年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号）。

令和元年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,316万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億2,818万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月24日 専決。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしく承認のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、承認第1号につきまして説明させていただきます。

今回の補正の主なものは、歳入において、ふるさと応援寄附金2億円の増額見込みに伴い、ふるさと応援基金繰入金も増額をしております。歳出におきましては、商工費でふるさと納税特産品費や郵便料、情報通信費、委託料などの増額のほか、諸支出金でふるさと応援基金積立金を増額しております。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額、計の順で朗読いたします。

17款寄附金、1項寄附金ともに、2億円、11億14万4,000円。

18款繰入金、1項繰入金ともに、1億1,316万7,000円、15億1,588万5,000円。

歳入合計に3億1,316万7,000円を追加して、76億2,818万8,000円としたいものです。

下になります。歳出です。こちらも、款、項、補正額、計の順で朗読をいたします。

6款商工費、1項商工費ともに、1億1,316万7,000円、9億3,554万3,000円。

12款支出金、2億円、12億7,982万1,000円。2項基金費、2億円、12億7,981万9,000円。

歳出合計に3億1,316万7,000円を追加して、76億2,818万8,000円としたいものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。

先ほどの第1表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略をさせていただきます。

下の段になります。歳出です。これにつきましても、第1表歳入歳出予算補正と同額です。補正額3億1,316万7,000円の財源は、全てその他財源となっております。

4ページをお願いいたします。2歳入です。

17款1項5目ふるさと応援寄附金、ふるさと応援寄附金2億円を増額見込みといたしました。

その下の段になります。

18款1項5目ふるさと応援基金繰入金、1億1,316万7,000円の増額を見込んでおります。

5ページをお願いいたします。3歳出です。

6款1項6目ふるさと振興費でございます。1億1,316万7,000円の内訳といたしまして、8節報償費6,000万円、ふるさと納税特産品費でございます。11節需用費183万6,000円、印刷製本費となっております。主には、西伊豆町のカレンダーの印刷費となっております。12節役務費です。4,940万6,000円の内訳として、郵便料3,423万円、情報通信サービス料1,517万6,000円。13節委託料192万5,000円は、ふるさと納税業務の委託料となっております。

その下をお願いいたします。

12款2項1目基金積立金、ふるさと応援基金積立金として2億円を計上させていただいております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 2点ばかりお伺いします。ふるさと納税順調に推移しているみたいですが、この5ページにありますふるさと納税特産品の主なものは、西伊豆町ではどういうことになっているのでしょうか。もしランク付けになっていれば発表していただきたいと思っております。

それで2点目は、この委託料のふるさと納税業務、これはどちらへ委託をして、どのような仕事をされているのか。その2点をお伺いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 後段の委託業務につきましては、担当課長から答弁をさせます。

返礼品の内容につきましては、干物が一番多いかと思います。そのほかにも、かつお節、あとはワサビもありますし、感謝券、要は宿泊であったりとか含めて感謝券があるということで、これは今までも答弁をしたり説明をしているときと変わりはありません。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 委託料の増額の関係ですけれども、楽天サイトの管理の業務委託を出してございまして、そちらは寄付金額に応じて委託料をお支払いしていますので、その増額と。

もう一つ、カレンダーを寄付してくださった方に発送しておりますけれども、それを商工会に委託しております。商工会と一部いくらということで契約しておりますので、そちらが増えたことによる増でございます。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 4ページ、2億円ということだけど、この処分を出すとき、この2億円に対して寄付金は何割ぐらい集まっていたのか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この2億円に対してうんぬんではなくて、9月の補正で9億円にさせていただきましたけれども、これは12月に皆さんにもご説明をさせていただいたかと思いますが、12月の年末の時点で9億を超えるので、ものがないとこちらも返礼品の発送する業務が、支払いが滞るということもありますので、専決をさせていただきたいという願をしました。

ですので、これ2億円を積んでも、満額2億円入る可能性もなかったわけでございますけれども、ふたを開ければしっかりと2億円相当額の寄付はいただけたというもので、これは種があつて予算要求をしたものではなくて、こういう可能性があるので、予算を盛らないと私たちでは仕事ができないということでお願いをさせていただいたかと思います。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第4、議案第1号 令和元年度 西伊豆町農林水産物直売所新築工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第1号 令和元年度 西伊豆町農林水産物直売所新築工事変更請負契約の締結について。

令和元年7月16日第4回西伊豆町議会臨時会において議決された、令和元年度 西伊豆町農林水産物直売所新築工事について、下記のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和元年度 西伊豆町農林水産物直売所新築工事
- 2 契約の相手方 静岡県下田市中411番地の1
河津・国本特定建設工事共同企業体
代表者 河津建設株式会社

代表取締役 河津 市元

3 契約金額	原契約額	金 1 億 4,850 万円
	変更契約額	金 15 万 4,000 円増
	合 計	金 1 億 4,865 万 4,000 円

令和 2 年 1 月 28 日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） それでは、資料を 1 ページおめくりください。議案第 1 号の説明調書です。

説明の前に申し訳ございませんが、1 か所訂正をお願いいたします。説明調書の 3 工事費内訳書の上から 9 行目にあります消費税相当額の当初の金額が 1,374 万 7,950 円と記載されておりますが、この数値は誤りで 1,374 万 8,000 円が正しい金額となります。1,374 万 8,000 円に訂正をお願いいたします。

それでは、議案第 1 号についてご説明します。

議案第 1 号の説明調書です。令和元年度 西伊豆町農林水産物直売所新築工事変更請負契約の締結についてです。

1 全体の工事概要

- ・木造 1 階建て 延床面積 292.35 平方メートル
(直売所 269.67 平方メートル、キュービクル小屋 22.68 平方メートル)
- ・キュービクル(単相容量 30 ボルトアンペア、三相容量 75 キロボルトアンペア)

1 基

- ・浄化槽(42 人槽) 1 基

2 今回の主な変更内容

- ・建築工事

外構工事の追加(既存側溝部横コンクリート打設 L=111 メートル、既存残置物集積・撤去 10 立方メートル、アスファルト舗装打ち替え 80 平方メートル)
建具の追加・変更(玄関扉を自動扉に変更、総菜調理室扉の追加 1 枚)

・電気設備工事

屋外コンセント変更（屋外コンセント盤C-1 1基、これを防水型コンセント1基に変更）

電源設備変更（什器の必要電源に合わせた電源機器の減）

・機械設備工事

浄化槽規格の変更（45人槽から42人槽）

3. 工事費内訳書です。当初、変更後、比較の順で読み上げます・

設計金額、1億5,122万7,450円、1億5,139万2,450円、16万5,000円の増。

建築工事費、4,913万9,177円、5,107万444円、193万1,267円の増。

電気設備工事、2,946万8,544円、2,792万7,459円、154万85円の減。

機械設備工事、2,183万2,200円、2,162万7,660円、20万4,540円の減。

直接工事費計、1億43万9,921円、1億62万6,563円、18万6,642円の増。

諸経費、3,704万79円、3,700万3,437円、3万6,642円の減。

工事価格計、1億3,748万円、1億3,763万円、15万円の増。

消費税相当額、1,374万8,000円、1,376万3,000円、1万5,000円の増。

合計1億5,122万8,000円、1億5,139万3,000円、16万5,000円の増。

請負比率が98.196パーセントですので、掛けまして、

落札額、1億3,500万円、1億3,514万円、14万円の増。

消費税相当額、1,350万円、1,351万4,000円、1万4,000円の増。

契約額、1億4,850万円、1億4,865万4,000円、15万4,000円の増となるものでございます。

もう1枚おめくりください。

建設工事変更請負契約書案のコピーを添付させていただいております。

もう1枚おめくりください。

説明資料1としまして、工事計画の平面図を添付させていただいております。赤色が今回の変更箇所となります。先ほど今回の主な内容変更で説明いたしました外構工事の追加ですが、図面下半分の左にあります断面図をご確認ください。既存側溝部横コンクリート打設の断面図になります。場所は建物の国道側になります。当初設計では見切りコンクリートは計上してありませんでしたが、現地を精査したところ、側溝本体と側溝ぶたに段差が見られたため、利用者の安全面を考慮して段差をなくするため見切りコンクリートを計上いたしました。

その右側の図面は、建物前面のアスファルト舗装打ち替えの断面図です。当初は現状のまま使用する計画でしたが、舗装に段差や穴などがあり、来店される方々の安全面を考慮し、アスファルト舗装の打ち替えを計上しました。

1枚おめくりください。

説明資料2です。図面の右下に建具の変更というのがありますが、こちらは風除室内側の玄関扉を当初は手動扉で計画していましたが、来店される方々の利便性を考慮し、自動扉に変更させていただきました。

同じく電気設備工事の変更ですが、図面上部の左に屋外コンセント変更というのがありますが、これは給湯器用の塩害用屋外コンセント盤を設置し、その中に納める計画でしたが、給湯器の屋外機自体に耐塩塗装されたカバーが付いておりましたので、その中にコンセントを配置することで、屋外コンセント盤が不要となったものです。

図面上部、中ほどに電源設備変更とありますが、これは凍眠という機器を購入しましたが、その凍眠用手元開閉器を室外機用と室内機用の2基設置する計画でしたが、凍眠機器メーカーと協議した結果、室外機用の開閉器は不要なことが判明したため減といたしました。

機械工事設備の変更としまして、図面上部中ほどの浄化槽規格変更を行いました。当初設計では45人槽でしたが、建築確認検査機関や県と協議したところ、42人槽でよいことが判明したので、42人槽に変更をいたしました。

以上簡単ですが、説明させていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 説明書の調書の中で、今回約1パーセント、1億4,865万4,000円で1パーセントに満たない金額の15万4,000円の今回の変更の説明がありました。通常の前年の7月の16日に我々臨時議会でみんなで議論して決まったこれに対して、1パーセントにも満たないこの金額をなぜ修正、その説明は建築工事のあれが1億190万、それで設計金額も16万5,000円とかという変更になりましたという説明もありました。その辺は通常の民間的な発想でいくなら、1パーセントにも満たないものは、決まったものを今更それを変えろというのはおかしいと思うんですけど。その辺について、なぜこの変更理由は説明ありましたけど、そこを減らしたり増やしたりの説明がありましたけど、この1パーセントがちゃ

んと先方さんのあれと、請負業者と話し合いはできなかつたかその説明をお願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員の言っている意味が私にはちょっと分からないので、仮に議員のおっしゃることを私が仮定して答弁をするとすれば、業者さんに泣けということをおっしゃっているのかなと思います。行政とすれば、1パーセントに満たろうが、満たなかろうが変更する以上、上程しないといけませんので出しております。逆に議員が1パーセント未満なので、議会に上程する必要はないのではないかというご質問なのであれば、それは議会の方で上程しなくてもいいという判断をしていただかないことには、私たちは上程する義務がありますからできないというものです。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 私の質問の仕方が悪いかもしれませんが、我々が大きな金額を、税金を投入したこういう大きな産直という注目を集めているこの案件について、今言った変更事項のあれも私も何回か勉強しましたが、100万、金額のどうこうじゃないですけど、そういう少額のものにも関わらず、プラスマイナスにするとそういうあれだよってことで、減らしたものは減らした、増やすものは増やすということはあるんですけど、終わってみたら15万なにがしのそれでという。消費税入れて14万円、それがその対この大きな金額の中で先方さんの請負業者との話し合いで、そういうおまけをしてくれっていうかそういう契約を、今更1年も半年もたった中で、そういうものが話し合いができないのかという質問です。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 冒頭で私が想像の範囲で答弁させていただきましたように、議員は業者さんに泣けということをお迫られているわけですね、今当局に。ただそうはいっても、私たちは減額契約の時にも上程をしているわけです。そうすると町が得をするときには減額契約をするけども、増える時には業者に泣けというのは、それは行政としてあるまじき行為であると思いますので、私は減であろうが増であろうが、これは議案として上程するのは当然だと思えます。

○議長（山本智之君） 総務課長

○総務課長（佐久間明成君） これはだいたい以前のことになります。今は国土交通省でございますが、建設省と呼ばれるときからの話でございます、工事の変更につきましては、増額減額とも金額の如何に関わらず契約を結び直しなさいという通達が出ております。

ただ今現在は1,000円未満の金額については、これを切り捨ててよろしいということが出

ておりますが、国土交通省は今現在万円以下の端数の切り捨てということを行っております。静岡県は、今現在も従前の1,000円未満の端数を切り捨てるということで行っていましたが、本年4月以降、静岡県としても国土交通省に見習って万円以下の端数を切り捨てるということが、この1月半ばに県からやっと通知が来た段階でございます。

というように、いくら端数だから切り捨てるとか、変更契約を行わないということではなくて、今言ったような最低基準として1,000円以下とか、1万円未満とかということについては行いますけれども、それ以前のものについては、増額も減額も変更契約をなさいという通達が生きているということでございます。以上です。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 変更内容の説明がありましたけども、主なところはありました。これらの変更することによって、結果的には15～6万ということですけども、かなり大きなところがあるので、それぞれについて変更することによって、金額がどういうふうに動いたか。この説明をまずしてもらいたいと思います。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） まずは説明資料1を見てください。一番の上のところに、浄化槽の規格変更というのがございます。この浄化槽の規格変更で、契約ベースでいきまして39万円ほどの減となっております。その下にありますアスファルトの舗装の打ち替えというのがございますが、これで71万円ほどの増となっております。それであると、説明しました国道136号線と本体建物の間にあります既存側溝部の横のコンクリートの打設、これで39万円ほどの増となっております。

次に大きいものとしまして、次のページをめくってください。図面の左上にあります屋外コンセントの変更というので、ここで62万円ほどの減となっております。あと図面の右側、右上部のところに同じく電源設備変更（凍眠用手元開閉器盤変更）というのがございますが、これで57万円ほどの減となっております。大きなものとしては、そういったところがございます。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 金額は分かりました。ただひとこと言いたいのは、かなり数十万円規模の変更をしているわけですよ。内容を聞きますと、例えば側溝のコンクリートの打設だとか、アスファルトの打設の替えだとか、あるいは浄化槽の規格の変更だとかね。こういうも

のというのは、当初の設計で十分に現地を見るなり、調査するなりすれば、これは設計に当初から織り込めた内容じゃないかなと。

特に金額のあれはなかったんですけども、既存残置物の集積撤去、ここはあそこの広場に草は生えていたかも分かりませんが、いろんな廃棄物があるわけですよ。これを片付けるなんていうのは、現地を見れば明らかじゃないですか。

ということは、この設計をした業者に対して、前回、加藤議員からも確かペナルティという話があって、指名委員会うんぬんという話があったんですけども、その後そういう話というのはどうなっていますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 確かに議員のおっしゃるように、残置物であったりというものにつきましては、この設計書を書く段階で分かったんだろうかと私も思います。ただ当初のことを振り返ってみますと、やはり初め予定していた金額よりもだいぶ詳細設計のところで金額が上がってきたということで、議会の皆さんにも説明をしていく中で、この建物を建設するうえで、必要最小限以外のものはなるべく取り除いて工事をしていかなければ、工事費が高くなるということで、コンクリートで1メートルげたをはかせるところを縮めてみたりということで、何とか工事金額を軽くしてきた経緯がございます。

ですので、国道に面している所のコンクリート打設であったりとか、アスファルト舗装の部分につきましては、当初はあったのかもしれませんが、いろいろ削減した中で、そういうものを切っていった可能性もございます。

ただ、先ほど課長から答弁ありましたように、浄化槽につきましては、当初は45人槽を想定していたんですけども、県と国などと協議をしていく中で、それほど大きなものではなくてもいいという許可などが順々に確認をできたことによって小さくしていったりとか。または塩害対策のために、外に電源を付けなければいけなかったものもなくなってきたという中で、当初皆さんのところにお示しした金額の中で間に合うということがありましたので、そうであるならば舗装もさせていただいた方がお客さまのためにはなるのではなかろうか。

また、入口も両方とも手動で行うということでやっておりましたけれども、やはり荷物を持たれる方が、2枚の扉を手動で開けるのは大変ではないかということで、1枚の内側につきましては自動にさせていただいた方がよからうということで行っております。これもなるべく工事費を高くしないような努力をした中で発生してきたことかなとも思いますけれども、ただ議員がおっしゃるように、設計業者が甘いのではないかというご指摘がありますので、

今後指名委員会は委員長は副町長でございますので、そういったことも考慮した中で、今後の建設の設計については、業者さんの選定などは行われていくのではなかろうかと思えます。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 内容的には分かりました。一度大幅に削ったんですけども、やはりせっかく造るかぎり、やはり利用者、あるいは運営する段階で非常にいいものという気持ちはあるので、それはそれでいいです。

もう1点聞きたいのは、屋外コンセント。最初に屋外コンセント盤、これを作る。これを防水コンセント1個に変えたということですけども、これなんかはもう使うものが決まっていれば、例えばこういう盤がいるのかどうかというのはもうはっきりするわけですね。盤がいるというのは何かというと、ほかからいたずらされたくない。つまりもう固定的に使う。こういうものは、盤に基本的に納めるわけですよ。

それから屋外コンセントというのは、これは臨時的に使う。各家庭でもありますけども、そこでちょっと電動工具を使ったりするために、防水型のやつやりますね。これ全然考え方が全然違うんですよ。だからさっきからいいものとかなんとか言いますが、その実際に使う機種、これさえ分かっていたら、こんなミスはしないと思うんですよ。それについてはどうですか。さっき言ったように、内蔵されているからいらなくなった。なおかつここに防水コンセントを置く理由というのは何ですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 内蔵されてといいたいでしょうか、その給湯器の屋外機の一部に耐塩塗装されたカバーが付いていまして、そのカバーがもともと付けようとしていた盤の代わりになるということで、電源自体は必要でしたので、防水コンセントを1個接続して、それから電源を引いて屋外機のカバー部分で覆ったかたちになっております。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） さっき言ったように、屋外の給湯器というのは第三者からいじられないわけでしょう。こういうものというは電源は固定なんですよ、基本。さっき言ったように、防水コンセントというのは普段は使わない。何かの時に室内からわざわざ配線を持ってくるんじゃ大変なので、便宜的に外にもコンセントを付けると。だから意味合いが違うんですよ。そうすると今の説明聞くと、給湯器そのものには防水があっただけでも、コンセントをやはり防水コンセントから取るとすれば、それは何らかの格好で第三者からいたずらされないような保護をする必要があると思うんですけども、それ違いますか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） その保護カバーが屋外機、給湯器の屋外機と一体となっておりますので、それでコンセント部分も覆っているということになります。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 説明資料の1の図面の中でお聞きします。右下にB-B断面図ということで側溝があるわけですが、この紙で見ますと敷地境界線があって、その外側の道路のアスファルト舗装ということですが、補助事業の対象になるという了解は取れたということで理解してよろしいですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） この部分も外構工事として補助対象となっております。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） それでもう1点、そこの部分で一番右側に、侵入部分でアスファルトマウンド既設L字溝に設置とあります。それで車の乗り入れがあるので、それを緩和するためということだと思いませんか。コンクリートの上に舗装を付けただけで、車がねじって入るわけですが、これ簡単に壊れるんじゃないですか。逆にこの状態じゃなくて、L型の方を削って低くしてというかたちでないと、今後すぐに補修が出るような気がするんですが、その辺はいかがですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 車の侵入部分で大きく速力、速度も出す部分でない所ですので、このアスファルトマウンドというので耐えられると判断して対応しました。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） まず資料説明の2を。そもそも設計をされたのは、どこの業者なのかということが第1です。

2点目は、この変更がどこで打ち合せをしてこういうかたちになったのか。例えば、浄化槽45人から42人にした理由は何か。それでこの説明資料の2のね、このレイアウト表というのはこういうふうに設置しますよと、ようやく出てきたんですけどね。これはどういう検討で、こういうかたちになったのか。そこを教えてください。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） これの設計自体は、設計業務の委託を結んでいる〇〇設計事務所というところですよ。以前全協でもそういったお話をしたかと思いますが、そこと結んでおります。変更をこういうふうにしたのは、町と設計事務所と業者、またときによっては企業組合も入って、委員さんの意見も聞いております。

それと45人から42人にした理由ですが、小さい方がその分料金も工事費も安くなりますので、45人槽から42人槽に変更というかたちを取りました。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） このあとの全員協議会の項目に入っているんですけどもね。そもそも企業組合とどのような話し合いをして、こういうレイアウトになったのか。実際ここで働く方というのはまだ公募されてないし、どういうかたちになるか全く見えないんですよ。それにもかかわらず、いろいろ調理室だとかね書いてありますよね。それで冷凍ショーケースとかというのは、あるいは自動販売機とか出てきましたよね。これらは企業組合とはどの程度話し合いをして、このかたちになったのか。そこだけ教えてください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この件につきましては、当然、企業組合さんには農業者も漁業者も入っているわけですので、野菜であったり鮮魚を取り扱うにはどういったものがあるのかということで、町の担当、そして設計会社さん、あとは企業組合の方々と話し合いをしているところでございます。しかも、この説明資料がようやく出てきたと増山議員はおっしゃいますけれども、これはあくまでも7月の臨時議会の契約するときと同じ図面は添付してございますので、ようやく出てきたわけではなく、半年前からこの図面は出てきております。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） それはそうですけれども、この変更されたというのは、例えば具体的に正面の自動ドアにする。あるいは、建具のところで木製引戸の追加とかね。こういうのは、どこから話が出てこういう変更になったのかということですよ。だから役場の担当しているのは建設課なんですよ。建物については、中については、どこがやっているんですか。そこだけ聞かせてください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 自動ドアの件につきましては、先ほど高橋議員の質問にもお答えをしましたが、当初は自動ドアでしたいということでお願いをしておりましたが、あまりにも建設費が高まるということで、議会と折衝していく中で、いろいろ不要なものは

じいていかなければいけないということで、この自動ドアというものは両方とも手動にしないとお金がかかってしまうなということではじいております。

ただ入札差金であったりとか、変更契約の先ほどもありましたように、電源装置を代えることによってお金が浮いてくるわけでございますので、仮にこのお金が浮いているのであれば、ここは自動にしてあげた方がお客さまのためになるのではなかろうかということでございますので、別にこれは企業組合とか設計会社がうんぬんではなくて、町でお客さまの本意に立つのであれば、自動ドアにした方がよかろうということで変更しているものでございますので、増山議員の疑義にはあたらないんではないかと思えます。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第1号 令和元年度 西伊豆町農林水産物直売所新築工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 10時22分

再開 午前 10時29分

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

日程第5、議案第2号 令和元年度 仁科浜地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第2号 令和元年度 仁科浜地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の締結について。

令和元年10月8日第5回西伊豆町議会臨時会において議決された、令和元年度 仁科浜地区津波避難タワー建設工事について、下記のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和元年度 仁科浜地区津波避難タワー建設工事 |
| 2 契約の相手方 | 静岡県伊豆市土肥 676 番地
青木・国本特定建設工事共同企業体
代表者 青木興業株式会社
代表取締役 青木 喜代司 |
| 3 契約金額 | 原契約額 金 1億3,640万円
変更契約額 金 910万8,000円増
合計 金 1億4,550万8,000円 |

令和2年1月28日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） それでは、議案第2号についてご説明いたします。

1 ページおめくりください。議案第2号の説明調書です。

令和元年度 仁科浜地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の締結についてです。

1. 全体の工事概要

- ・津波避難タワー（PC a PC造） N = 1 基
（避難床高さ H = 11.0 メートル、避難床面積 A = 120 平方メートル）
- ・階段（鉄骨造） A = 41.86 平方メートル
- ・スロープ（鉄骨造） A = 8.71 平方メートル

2. 今回の主な変更内容

- ・建築工事の追加
（仮設矢板工 L = 14 メートル、大型土のう工 N = 21 袋、モルタル吹付工 A = 91 平方メートル、花壇撤去復旧工 L = 18 メートル、階段部足場工 A = 360 平方メートル、最上階持ち出し足場工 200 平方メートル、柱部内面足場 A = 149 平方メートル）
- ・電気設備工の追加（ソーラー外灯基礎工 N = 3 基）

3. 工事費内訳書です。当初、変更後、比較の順で読み上げます。

設計金額、1 億 3,665 万 3,000 円、1 億 4,578 万 3,000 円、913 万円の増。

建築工事、9,336 万 1,050 円、9,975 万 814 円、638 万 9,764 円の増。

電気設備工事、209 万 3,420 円、229 万 1,420 円、19 万 8,000 円の増。

機械設備工事、当初、変更後とも 21 万 410 円で増減がありません。

直接工事費計、9,566 万 4,880 円、1 億 225 万 2,644 円、658 万 7,764 円の増。

緒経費、2,856 万 5,120 円、3,027 万 7,356 円、171 万 2,236 円の増。

工事価格計、1 億 2,423 万円、1 億 3,253 万円、830 万円の増。

消費税相当額、1,242 万 3,000 円、1,325 万 3,000 円、83 万円の増。

合計、1 億 3,665 万 3,000 円、1 億 4,578 万 3,000 円、913 万円の増。

請負比率が 99.815 パーセントになります。

落札額、1 億 2,400 万円、1 億 3,228 万円、828 万円の増。

消費税相当額、1,240 万円、1,322 万 8,000 円、82 万 8,000 円の増。

契約額、1 億 3,640 万、1 億 4,550 万 8,000 円、910 万 8,000 円の増となるものでございます。

もう 1 枚おめくりをお願いします。

建設工事変更請負契約書案のコピーを添付させていただいております。

続きまして、もう1枚おめくりください。

説明資料1としまして、工事計画の平面図を添付させていただいております。

先ほど、今回の主な内容変更で説明いたしました建築工事の追加ですが、平面図左側、国道の歩道部の横になります。ここに昔の石積みの波返しがありまして、施工業者が試験掘りをしたところ石積みが崩壊したため、施工中の安全を考慮して石積みおよび花壇を掘削いたしまして、掘削面の崩壊防止のためモルタル吹き付けを施工して、その後花壇を復旧するものです。基礎工の施工のため、現地盤より2.4メートル掘り下げを行います。

図面左側の仮設矢板工につきましては、当初設計では杭や基礎周辺のみ土留めを施工する予定でしたが、花壇部分の状況と住宅に接していることを考慮して、仮設矢板工といたしました。平面図上部の大型土のうも、土留め工として追加をさせていただきました。

また、3か所あります正方形のソーラー外灯基礎工ですが、当初設計ではPC柱の頭頂部に設置する予定でしたが、PC柱には接続金具等があり設置に適さないので、新たに基礎を設置するものです。

1枚おめくりください。

足場工の平面図および断面図でございます。階段部足場は、当初設計ではタワー本体部に面した部分しか計上されていなかったため、今回新たに計上をいたしました。最上階持ち出し足場は、避難床とPCのはりの間へのコンクリート打設やモルタル充填時にモルタルが漏れるので、掃除などの後処理に必要となります。PC柱の外側の足場は、PC柱の内部のワイヤーを張る機械を設置する足場として必要となります。今回、新たに計上をいたしました。柱部内面足場につきましては、当初設計では外側の足場だけで施工可能と考えましたが、内部にも足場がないと施工面や安全面で大変難しいので、今回新たに計上をさせていただきました。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 説明書の説明の中で今、今回の主な変更内容ということで説明がありました。全項目について工事の追加がありましたけど、この仮設矢板の14メートルから始まって、このありましたけど、約900万円の今回のまた増ということの変更ですけど。これを部

分的にした場合に、金額的にはどういう内訳になるかちょっと教えてください。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 仮設矢板工ですが、契約金額ベースでいきまして413万円ほどの増となります。それで大型土のう工が15万円、花壇の撤去復旧工で296万円ほどです。モルタル吹き付け工で84万円ほどの増となります。

それで、次の説明資料の図面2の方をちょっと見てもらいますと、階段足場工これで63万円ほど、最上階持ち出し足場これで35万円ほど、柱部の内面足場で28万円ほどです。それとソーラー外灯の基礎で28万円ほどの増になります。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 今、電気工事の追加の説明がありました。ありがとうございました。この中で、国道に面した花壇の撤去復旧工事とあるんですけど、今完全に工事やっていますから、あれですけど、じゃあ今回はこの避難タワーができると、またあそこに同じように花壇がまた元へ戻るということですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 一部進入路の部分は復旧しないで、通路としての状態になりますので、そこの部分は花壇は復旧はいたしません。そのほかの部分は、また花壇を復旧をいたします。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 説明資料の1の図面のところでお聞きします。右の図面でモルタル吹付工とあるわけですが、既設の石積みを撤去して、その法面を守るためにモルタル吹付工ということですが、モルタル吹付工が持ちますか。旧石積みであったものが、モルタル吹付工にどういう工法やったか分かりませんが、私はこの約5メートルの法面ですね、これが持つかどうか、勾配も緩くないですし、心配するんですが大丈夫ですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） この辺も設計業者、施工業者とも協議しましたが、1対0.45の勾配でこれだけ勾配つけば大丈夫だと判断してやりました。持つかと思えます。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 同じ図面でもう1点お聞きします。基礎工事の部分が2メートル40とありますが、最終的ないわゆる地盤高といいたいまいしょうか、この基礎工事の上部のところまで

は埋戻しがあるということですか。というのは、このモルタル吹付工の高さを単純に見ますとね、約5メートルぐらいの高さになりますよね。そうしますと、花壇で例えば仕事していた方が、ちょっとよろければ5メートル落ちるわけですよ。そういうことのために、管理がどこの法面か分かりませんが、そういう配慮も必要だとは思いますが、いかがですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 2メートル40掘りまして、最終的には埋戻しをして、現地盤よりかも10センチ近いぐらいの高さまで埋戻しを行いますので、特に花壇部分とその津波避難タワー分のところに特に安全柵みたいなのは、設置は今のところ考えてはおりません。

○議長（山本智之君） ほかにございますか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） すみません、もう1点だけ教えてください。今回の工事の追加の中で、仮設矢板工のあれで約14メートルの境のところなんですけど。もともとはここはもう砂地で地盤が悪い所だから、こういうふうになるだろうと私は予測はしておったんですけど。今回のその逆目のあれだって、一回その当初この設計業者さんも地盤がどうなっているかぐらいはみんな掘って、それから当然見積もりというか、そういうの出たと思うんですけど。

この境の14メートルに、今回この14メートル張るというんだけど、そのあれがどういう高さなのか。それでその境目の隣のお宅とのそういうのはちゃんと話合いができて、もし津波が来ればもうみんな一緒でしょうけど、それがまたお金で追加でそこにやらなければ向こうが少し崩れてくるとか、そういうのはないでしょうね。確認の意味の中で。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 崩れるのを防止するために、仮設矢板で止めております。それでこの工事にあたって、当然近くでするので振動などで何らかの被害が出ましたら、それは補償をするということで、ここの所有者の方とはお話をしております。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） この境の高さはどのくらいですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 矢板部分は2.4メートルございます。

○議長（山本智之君） ほかにございますか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 説明のあったモルタルの吹付工だとか裏の仮設矢板工というのは、12

月の定例会の確か補正予算第7号だったかな、これで我々承認していますので、そこについてはあまり深くは追及したくないんですけども、その中にまず大型土のう工というのは含まれていたのかどうかというのが1点。

それから、その時におそらくこのソーラーの外灯、ソーラー外灯の基礎工、これがたぶん含まれていなかったと思うんですよ。これで分からないのは、一番基本的な、この柱にどういう取り付けをしようとしていたのか。つまり穴を開けたり、そういう取り付けをしていたとしたら、これは明らかな設計ミスですよ。だから当初、どういう取り付け方をしていたのか。それがどういう理由がまずくて、今回やはりこういう個別のね単独の基礎で付けることになったのか。その辺の説明願います。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） まず最初の大型土のう工の部分ですが、これは前の補正の800万円の中の一部に入っておりましたが、その時にちょっと細かい説明が抜けておりました。申し訳ございませんでした。

それで次のソーラーの部分ですが、これは当初設計の中にありまして、ただその時の設計では、資料図面1を見てもらいますと、一番上の避難床部分の4隅にそれぞれ四角くPC柱がございまして、最初このPC柱の3か所の頭に、一部PC柱に穴をあけて設置するという計画でした。

ただPC柱は既製品で、一定の強度を持たせて造られているもので、そういったものに穴をあけたりするのは構造上もよくないし、またこのPC柱自体にも接続金具等があって、うまく付けるのがちょっと難しい状況だったので、PC柱の脇に新たに基礎を設置する方法を取りました。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） そうすると、そもそもPC柱にそういうものを取り付けるのはうまくいかないと判断したのは誰ですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 産業建設課と業者、また設計者と協議して、これではまずいのではないかということで、そのようになりました。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 最初に協議するというのは、何か不具合があるので協議するわけでしょう。だから誰がそういう発想をして、おいちょっとこれは見直す必要があるよということ

でしょう。だからそれは産業建設課なのか。設計業者がいや設計がちよっとまずかったよなのか。あるいは施工業者が取り付けもできないし、こんなものにそもそも穴を開けるのはまずいよなのか。その辺を知りたいということです。

それと3回の義務があるのでもう一つ聞きたいんだけど、我々が12月に認めたのは800万円ですよ。ところが今回先ほどの大型土のう工いくと、800万円ゆうに超えてるじゃないですか。例えばこういう契約、あるいはそのほかに増やすものがあるから、その時の800万円はちゃらにして、ここで800何十万ですか。ソーラーのあれが28万と確か言ったんで、850万とか80万という金額になるわけじゃないですか。そんなある意味ではまやかしですよ。例えば、これソーラーのあれがなかったらどうするんですか。この前800って言ったはずだよという話になりますよね。だからこの前の800の見積もりというのは、何が根拠のやつですか。その2点。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） ソーラーは、施工業者さんがちょっとおかしいのではないという話から始まりました。

それで800万円の増額の関係ですが、800万円の増額した時には、この800万円以外にも、当初持っていた予算と設計書を作った時の差額分が200万円ほどあったかと思います。それで1,000万円ほど、その800万円を足して1,000万円足すと、200万足して1,000万円ほどの幅がございましたので、今回こういったかたちになりました。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（堤 豊君） これ落札、予算上持っていたという意味ね。分かりました。今の説明からすると、例えば施工業者からそういうのが出たということは、施工業者はおそらくいろいろ今までそういう類いのものをやってきたんでしょ。そういう観点で、設計業者がこれおかしいよと言われること自体、さっきの話じゃないですけど、これも設計ミスじゃないですか。そうすると、これ聞くとところによれば、これも先ほどの業者と一緒にすよね。直売所と。おそらく想像するに、さらに第4分団の詰所だとか、あそこに避難所兼用で造りますよね。まさかここは一緒じゃないでしょうね。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 仁科の浜の津波避難タワーと、先ほど変更の議案を提出しました直売所と、あと第4分団、元の消防署の跡地の設計、3つとも同じ業者でございます。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） もう一回言いますけども、最初のソーラーの発案、施工業者からきたわけでしょう。そうすると明らかにこれ設計ミスですよ。それについての見解はどうなんですか。その設計業者は。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 業者もその辺はちょっと設計がまずかったということをしていました。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 私は高橋議員と質問がだぶるかもしれませんが、説明資料の2の図面で、足場の必要性ということで金額は小さいですが出てくるわけですが、これは補正の800万の時には説明がなかったと思います。たぶんこれもですね、業者さんが仕事をするについて段取りしていったら、足場がないと仕事にならないのではということが、たぶん話の発端だろうと思うわけですね。そういうことを受けて、その業者さんの評価といたしましうか、それをどんなふうに考えるか、再度お聞きしたいです。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これは担当課長が答えることではないので、私から答弁させていただきます。800万円の増額をする時に、このもう足場が足らないと工事ができないのではないかということは、産業建設課としては工事をする業者さんから言われたのか分かりませんが、把握をしております。詳細な説明は漏れたのかもしれませんが、足場も入っております。

先ほど高橋議員からも3件目も大丈夫かというご指摘をいただいたように、当局としても2件こういう案件が続き、3件目も同じ業者さんが設計をされているということで、とても心配はしております。

ただそうは言いましても、これは指名競争入札で来られた設計業者さんが入札した結果、もう仕事を取っておりますので、お宅2件こういうのあるので、3件目これ取っているけどもなしよねということは、今はできない状況でございますから、防災課、そして産業建設課で、そこはもうこういうことにならないようにしっかりとチェックをかけながら、今仕事を進めているということで、今後こういったことがないようにということと。

先ほど前の議案の時に加藤議員からご指摘されたように、今後につきましては、副町長が指名委員会の委員長でございますので考慮をした中で、来年度の設計等に関しては考慮され

ていくのではなかろうかということで答弁させていただければと思います。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 説明資料の1のところ、矢板が隣地境界線まで、最終端までいっていないんだけど、これはどういう理由でしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○町長（産業建設課長） 一番最後の部分は矢板ではなくて、H鋼等を打って当初の部分でやっております。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第2号 令和元年度 仁科浜地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第6、議案第3号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第3号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって浅羽地域湛水防除施設組合が解散することに伴い、静岡県市町総合事務組合同規約（平成18年3月23日市行第581号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年1月28日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、議案第3号につきまして説明申し上げます。

1ページおめくりください。規約の改正文でございます。

静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

静岡県市町総合事務組合同規約（平成18年3月23日市行第581号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、浅羽地域湛水防除施設組合」を削る。

付則。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

1ページおめくりください。

こちらが別表1の新旧対照表になります。左側が現行、右側が改正案でございます。左側の下から3行目の一部と2行目、点から始まっておりますが、「、浅羽地域湛水防除施設組合」という文言が、改正案の方では削除されております。

次のページをお願いいたします。

こちら別表第2でございます。同じように左側が現行、右側が改正案でございます。こちらでも下から3行目の一部と2行目のところで「、浅羽地域湛水防除施設組合」が、改正案ではその文が削除されております。

あと参考としまして、規約の変更要旨というのを次のページに付けてございます。

また、静岡県市町総合事務組合あてに、湛水組合さんの方から出された脱退通知のコピーも参考に付けさせていただいております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第3号 静岡県市町総合事務組規約の一部を変更する規約については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（山本智之君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和2年第1回西伊豆町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員